**　　　　　　　　　　新人賞表彰規定**

**1.表彰対象者**

①新規登録と登録2年目の会員（復帰会員は含まない）途中入会者は入会時点より、カウントする。

②新人賞の対象者であることの周知は、会報およびホームページに掲載するが、途中入会者については都度の掲載はしない。

**2.選出方法**

①連盟の主催する当該年度の行事において「新人賞獲得ポイント管理表」に定めているポイント点を合計し、上位から最優秀新人賞1名、新人賞4名を表彰する。

②新人賞獲得ポイント管理表の記帳・管理は協会大物部でおこない、本部大物部が指定する期日までに申請が無ければ新人賞選出の対象にならない。

③初年度の受賞者（上位5名）は翌年度も挑戦権は有するが、新人賞の表彰対象とはしない。

但し、上位5位以内に同等するポイントの獲得者は、別途「敢闘賞」として表彰する。

**3.新人賞獲得ポイント管理表**

①協会は、全日本サーフのホームページ『各種申請書・大物関連のコーナー』に掲載の獲得ポイント管理表をダウンロードし、新人賞対象者の得点を記入・管理すること。

**4.期　間**

　①毎年1月1日～12月10日とする。但し、大物申請のポイントは、前年12月11日～翌年12月10日釣り日を認める。

　②制度の実施が困難となった場合、常任理事会の決定により、中止する。

③制度を再開する場合、中止した期間内に獲得していたポイント点は、すべてリセットする。

**5.表　彰**

①新年総会に於いておこない、表彰品はJCBギフト券などの商品券とする。

**6.受賞者の紹介**

①受賞者は全日本サーフの会報およびホームページにて紹介するので、本部から写真と簡単なコメントの提出要請をおこなう。受賞者は、これに応じなければいけない。

※本規定に定められていない事項が発生した場合、関係者の話し合いによって円満解決を図ること。

2018年1月制定

2024年3月改定